

外 形 標 準 課 税
申 告 誤 り 事 例 集

平成18年12月
神奈川県

資本金が1億円を超える法人の皆様には、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税に基づく法人事業税の申告をいただいているところですが、外形標準課税の付加価値割及び資本割については、都道府県が申告内容を調査させていただき、課税標準額及び税額が異なるときは、これを更正することとされています。

このため神奈川県では、本店所在地を所管する県税事務所の職員が順次、法人の皆様の事務所等を訪問させていただき、外形標準課税に係る調査を実施させていただいております。

本県がこれまで実施した調査において、申告に誤りのあった事例を掲載しましたので、今後の申告の参考にしていただけますようお願い申し上げます。

目 次

1 報酬給与額

事例1	所得税において非課税とされる通勤手当を報酬給与額として申告していた事例	1
事例2	法定福利費を報酬給与額として申告していた事例	1
事例3	未払給与を報酬給与額として申告していなかった事例	1
事例4	福利厚生費勘定で経理している給与を報酬給与額として申告していなかった事例	2
事例5	賞与引当金及び退職給与引当金への繰入額を報酬給与額として申告していた事例	2
事例6	役員賞与を報酬給与額として申告していた事例	2
事例7	役員に支払った退職金を報酬給与額として申告していなかった事例	2
事例8	請負契約に基づいて支払う代金を報酬給与額として申告していた事例	3
事例9	委託契約に基づいて支払う代金を報酬給与額として申告していた事例	3
事例10	税理士等の顧問料を報酬給与額として申告していた事例	3
事例11	アルバイトやパートタイマーに支払った給与を報酬給与額として申告していなかった事例	4
事例12	棚卸資産や固定資産等に計上された給与を報酬給与額として申告していなかった事例	4
事例13	所得税法上、非居住者とされる従業員に支払った給与を報酬給与額として申告していなかった事例	4
事例14	報酬給与額の算定に当たって、出向者の給与負担金を加算又は減算していなかった事例	5
事例15	出向者に係る負担金のうち、非課税通勤手当や法定福利費についても給与負担金として報酬給与額として申告していた事例	5
事例16	厚生年金基金の掛金のうち、事務費掛金を報酬給与額として申告していた事例	5
事例17	厚生年金基金の掛金のうち、いわゆる代行部分の掛金を報酬給与額として申告していた事例	6
事例18	適格退職年金契約に基づく拠出金のうち、付加保険料を報酬給与額として申告していた事例	6
事例19	労働者派遣法に基づく労働者派遣に該当しないものを労働者派遣に係る金額として報酬給与額として申告していた事例	6
事例20	労働者派遣に係る金額に派遣契約料の消費税相当額を含めていた事例	7

2 純支払利子

事例21	売上割引料を支払利子として申告していた事例	8
事例22	信用保証料を支払利子として申告していた事例	8
事例23	社債の保証料を支払利子として申告していた事例	8
事例24	税務上売買又は金銭貸借とされるリース取引以外のリース取引について、リース料の利息相当額を支払利子として申告していた事例	8

事例25	特定融資枠契約（コミットメント・ライン契約）に係る手数料を支払利子として申告していた事例	9
事例26	利子税や延滞金（申告期限延長分）を支払利子として申告していなかった事例	9
事例27	地方公共団体等から受け取った利子補給金の額を支払利子から控除していた事例	9
事例28	株式に係る受取配当金を受取利子として申告していた事例	10
事例29	還付加算金を受取利子として申告していなかった事例	10
事例30	金融機関から受け取った預貯金の利息について、源泉所得税と県民税利子割を控除した後の額を受取利子として申告していた事例	10

3 純支払賃借料

事例31	賃貸借契約等において、賃借料と区分されている共益費や管理費等を支払賃借料として申告していた事例	11
事例32	賃料に係る消費税相当額を支払賃借料として申告していた事例	11
事例33	機械設備等の動産に係る賃借料を支払賃借料として申告していた事例	11
事例34	道路占用料を支払賃借料として申告していなかった事例	11
事例35	荷物の保管料を支払賃借料として申告していなかった事例	12
事例36	従業員から受け取った社宅の使用料を受取賃借料として申告していなかった事例	12
事例37	電柱敷地料を受取賃借料として申告していなかった事例	12

4 資本金等の額

事例38	自己株式の取得価額を資本金等の額から減算していなかった事例	14
------	-------------------------------	----

参 照 条 文 凡 例

「法」………地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」………地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「取扱通知」………地方税法の施行に関する取扱いについて（昭和29年自乙府第109号）

1 報酬給与額

事例 1

所得税において非課税とされる通勤手当を報酬給与額として申告していた事例

通常の給与に加算して支出する通勤手当のうち、所得税において非課税とされる額に相当する金額は報酬給与額の対象となりません。

したがって、給与台帳を基に報酬給与額を積算する場合は、総支給額から通勤手当等の非課税手当を控除した後の額を用いる必要があります。

なお、通勤手当のうち、所得税における非課税限度額を超えて支出する部分については、給与所得として課税されることから、報酬給与額の対象となることに留意してください。

事例 2

法定福利費を報酬給与額として申告していた事例

健康保険や厚生年金保険の保険料などのいわゆる法定福利費は、社会政策の観点から、その拠出が法令で義務づけられているものであり、強制的な公的負担であるという点で、任意に拠出される確定給付企業年金の掛金等とは性格が異なることから、報酬給与額の対象となりません。

なお、ここでいう法定福利費とは、その拠出が法令で義務づけられているものに限られますので、任意に拠出される厚生年金基金の掛金等を法定福利費勘定で経理していても、当該掛金等は報酬給与額の対象となることに留意してください。

事例 3

未払給与を報酬給与額として申告していなかった事例

報酬給与額は、当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものが対象となります（法72の15①）。

したがって、支払ベースの給与台帳等を基に報酬給与額を積算する場合は、前期末に計上した未払給与及び当期末に計上した未払給与を支払ベースの金額に加算又は減算し、当期の損金の額に算入される額を算出する必要があります。

なお、未払給与を計上した場合であっても、法人税の所得の計算上、当期の損金の額に算入しない金額（法人税申告書別表四で加算した金額）は、当期の報酬給与額の対象とならないことに留意してください。

事例 4

福利厚生費勘定で経理している給与を報酬給与額として申告していなかった事例

報酬給与額とは、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるものを行います（取扱通知4の2の3）。

したがって、福利厚生費や雑費等の勘定科目で経理している金額であっても、所得税において給与所得とされるものは報酬給与額の対象となります。

特に自社株の持株奨励金や報奨金等が申告されていない事例が多くありましたので留意してください。

事例 5

賞与引当金及び退職給与引当金への繰入額を報酬給与額として申告していた事例

報酬給与額は、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものが対象となります（法72の15①）。

賞与や退職金について、引当金勘定を設けている場合において、当該引当金への繰入額は、引き当てた事業年度の損金の額に算入されず、実際に賞与や退職金を従業者等に対して支払った事業年度の損金の額に算入されることとなります。

したがって、賞与引当金及び退職給与引当金への繰入額は必ずしも当期の報酬給与額とは一致しません。

また、引当金勘定の金額を取り崩して賞与や退職金を支払う場合においては、賞与や退職金として損金算入された額の全額が報酬給与額となりますので、取り崩し額に相当する金額を報酬給与額から控除しないことに留意してください。

事例 6

役員賞与を報酬給与額として申告していた事例

報酬給与額は、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものが対象となります（法72の15①）。

したがって、利益処分の役員賞与のほか、損金経理を行っていても法人税の所得の計算上、損金否認している役員賞与は報酬給与額の対象となりません。

事例 7

役員に支払った退職金を報酬給与額として申告していなかった事例

報酬給与額は、当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものが対象となります（法72の15①）。

役員に支払った退職金（役員退職慰労金）は、損金経理をしなかった金額及び損金経理をしても過大な部分として損金算入を否認される金額を除き、損金の額に算入されることから、報酬給与額の対象となります。

事例 8 請負契約に基づいて支払う代金を報酬給与額として申告していた事例

報酬給与額とは、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるものをいいます。

請負契約に基づいて支払う代金は、労務の提供の対価ではなく、仕事の完成に対する対価であることから、報酬給与額の対象となりません。

また、仕事を請け負った法人が厚生労働大臣の許可を受けて労働者派遣事業を行っている場合であっても、個別の契約が労働者派遣法に基づく労働者派遣契約に該当しないときは労働者派遣に係る金額の対象とならないことに留意してください。

ただし、名目上請負契約とされている場合であっても、仕事を請け負った法人の使用人と注文者である法人が雇用関係又はこれに準ずる関係にあると認められるときは、注文者である法人の報酬給与額として取り扱います（取扱通知4の2の5）。

事例 9 委託契約に基づいて支払う代金を報酬給与額として申告していた事例

報酬給与額とは、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるものをいいます。

委託契約に基づいて支払う代金は、労務の提供の対価ではなく、委託された事務をなすことに対する対価であることから、報酬給与額の対象となりません。

また、業務を受託した法人が厚生労働大臣の許可を受けて労働者派遣事業を行っている場合であっても、個別の契約が労働者派遣法に基づく労働者派遣契約に該当しないときは労働者派遣に係る金額の対象とならないことに留意してください。

ただし、契約の形態が形式的に委託契約とされている場合であっても、実態が雇用関係又はこれに準ずる関係にあると認められるときは、委託者である法人の報酬給与額の対象として取り扱います。

事例10 税理士等の顧問料を報酬給与額として申告していた事例

報酬給与額とは、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるものを行い、所得税において事業所得、一時所得、雑所得又は非課税所得とされるものは報酬

外形標準課税申告誤り事例（神奈川県）

給与額となりません（取扱通知4の2の3）。

税理士や弁護士等に支払った顧問料は、所得税において一般的に事業所得として取り扱われることから、報酬給与額の対象となりません。

税理士や弁護士等の顧問料を給与台帳に計上している場合や、従業員の給与と同一の勘定科目で経理している場合などで、当該顧問料を報酬給与額として申告している事例がありましたので留意してください。

なお、税理士や弁護士であっても、法人と雇用関係があり、顧問料が給与所得とされる場合は、報酬給与額の対象となります。

事例11

アルバイトやパートタイマーに支払った給与を報酬給与額として申告していなかった事例

報酬給与額の対象となる役員又は従業者には、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者のすべてが対象となります。

したがって、アルバイトやパートタイマーに支払った給与も報酬給与額の対象となります。

アルバイト等の給与は、雑給、雑費、販売促進費など、正社員の給与とは異なる勘定科目で経理されている場合に申告されていない事例がありましたので留意してください。

事例12

棚卸資産や固定資産等に計上された給与を報酬給与額として申告していなかった事例

報酬給与額に計上する事業年度は、原則として、法人税の所得の計算上損金の額に算入される事業年度と一致しますが、例外として、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産（社債発行差金は除きます。）に係るものについては、損金の額に算入される事業年度ではなく、実際に給与として支出した事業年度（新たに資産計上した事業年度）に計上します。

残高試算表等における人件費勘定の期末残高を基に報酬給与額を積算している場合に仕掛品、未成工事支出金、建設仮勘定等の資産に計上された給与が報酬給与額として申告されていない事例がありましたので留意してください。

事例13

所得税法上、非居住者とされる従業員に支払った給与を報酬給与額として申告していなかった事例

外国において勤務する役員又は従業者に対して支払う給与は、当該役員又は従業者が

外形標準課税申告誤り事例（神奈川県）

所得税法に規定する非居住者であっても、報酬給与額の対象となります。

非居住者については、所得税の源泉徴収を行わないことから、給与台帳や所得税源泉徴収簿を基に報酬給与額を積算している場合などにおいて、申告されていない事例がありましたので留意してください。

なお、従業員が外国で勤務する場所が、海外支店等のいわゆる恒久的施設に該当する場合は、その給与は当該法人の外国の事業に帰属する報酬給与額となり、国外付加価値額として付加価値割の課税標準から控除することとなりますが、恒久的施設に該当しない場合には外国の事業に帰属する報酬給与額とはならず、付加価値割の課税標準の対象となります。

事例14

報酬給与額の算定に当たって、出向者の給与負担金を加算又は減算していなかった事例

出向があった場合の出向者の給与（退職給与その他これに類するものを除く。）については実質的負担者の報酬給与額とし、出向者の退職給与等については形式的支払者（退職給与等を直接支給する者）の報酬給与額とします（取扱通知4の2の14）。

したがって、出向者の給与を出向先法人が負担する場合は、出向先法人が出向元法人に支払った給与負担金は出向先法人の報酬給与額となり、出向元法人が出向先法人から支払を受けた給与負担金は出向元法人の報酬給与額となりません。

この場合に、給与の支払ベースである給与台帳等を基に報酬給与額を積算するときは、出向者の給与負担金を給与の支払ベースの金額に加算又は減算する必要があることに留意してください。

事例15

出向者に係る負担金のうち、非課税通勤手当や法定福利費についても給与負担金として報酬給与額として申告していた事例

出向者の給与負担金については、当該給与負担金を負担した法人の報酬給与額となりますが、負担金の中に非課税通勤手当や法定福利費など、報酬給与額の対象とならない額が含まれている場合は、それらの額を除外することとなります。

したがって、給与負担金について、会計上、その総額を同一の勘定科目で経理している場合などは、給与負担金の請求書等により、負担金の明細を把握する必要があります。

事例16

厚生年金基金の掛金のうち、事務費掛金を報酬給与額として申告していた事例

厚生年金基金の掛金のうち、年金給付及び一時金等の給付に充てるため以外の目的で支出する事務費掛金等は、報酬給与額の対象となりません。

したがって、厚生年金基金の掛金について、拠出額の全額（事業主負担分）を同一の勘定科目で経理している場合などは、掛金の区分ごとの金額が記載されている毎月の掛金計算書や掛金納入告知書を基に報酬給与額の対象となる掛金等の額を積算する必要があります。

事例17

厚生年金基金の掛金のうち、いわゆる代行部分の掛金を報酬給与額として申告していた事例

厚生年金基金について、報酬給与額の対象となるのは、法人が厚生年金基金の事業主として基金に拠出する掛金及び徴収金ですが、このうち、いわゆる代行部分の掛金（免除保険料）は除きます。

しかしながら、会計上は代行部分も含めた事業主負担分の掛金の総額を法定福利費勘定や厚生福利費勘定等に計上していることから、代行部分の掛金も報酬給与額として申告している事例がありました。

代行部分の掛金（免除保険料）については、厚生年金基金の掛金率表や毎月の掛金計算書等によって把握する必要があります。

事例18

適格退職年金契約に基づく拠出金のうち、付加保険料を報酬給与額として申告していた事例

付加保険料とは、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる純保険料以外の保険料をいい、厚生年金基金における事務費掛金と同様、将来の年金資産にはならないことから、報酬給与額の対象となりません。

なお、付加保険料の金額は、適格退職年金契約の受託会社から送付される毎月の掛金計算書等により把握することができます。

事例19

労働者派遣法に基づく労働者派遣に該当しないものを労働者派遣に係る金額として報酬給与額として申告していた事例

労働者派遣法に基づく労働者派遣を受けている場合は、派遣元法人に支払う派遣契約料の75%相当額を報酬給与額に含めることとなりますが、この取扱いは、あくまでも労働者派遣法に基づく労働者派遣に限られます。

外注費や委託人件費等の勘定科目で経理している金額のすべてを、労働者派遣に係る金額として報酬給与額として申告していた事例が多くありましたが、一般的に「派遣」という呼称を用いていても、労働者派遣法に基づく労働者派遣に該当しない場合は、労働者派遣に係る金額の対象とはなりません。

なお、労働者派遣法に基づかない人材派遣契約等の場合は、雇用関係の有無等により、

外形標準課税申告誤り事例（神奈川県）

出向又は請負と同様に取り扱われることとなります。

また、契約先の法人が厚生労働大臣の許可を受けて一般労働者派遣事業を行っている場合や厚生労働大臣に届出をして特定労働者派遣事業を行っている場合であっても、当該法人との個別の契約が請負契約又は業務委託契約であるときは、労働者派遣の取扱いは適用されないことに留意してください。

事例20	労働者派遣に係る金額に派遣契約料の消費税相当額を含めていた事例
-------------	--

報酬給与額の計算に当たっては、消費税を除いた金額を基礎とします。

したがって、派遣契約料に消費税が含まれている場合は、派遣契約料から当該消費税相当額を控除した額の75%相当額が派遣先法人の報酬給与額となります。

派遣元の人材派遣会社等から送付された派遣契約料の請求書を基に労働者派遣に係る金額を積算する場合は留意してください。

2 純支払利子

事例21 売上割引料を支払利子として申告していた事例

売掛金又はこれに準ずる債権について、支払期日前にその支払いを受けたことにより支払う売上割引料は、支払利子及び受取利子の対象となりません（取扱通知4の3の9）。

事例22 信用保証料を支払利子として申告していた事例

支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含みます。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します（法72の16②、令20の2の7）。

銀行や信用保証協会等に支払う信用保証料は、法人税における「負債の利子」に含まれないことから、支払利子の対象となりません。

したがって、信用保証料を支払利子の対象となる借入金の利息等と同一の勘定科目で経理している場合は留意してください。

事例23 社債の保証料を支払利子として申告していた事例

支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含みます。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します（法72の16②、令20の2の7）。

私募債の発行等に伴う社債の保証料は、法人税における「負債の利子」に含まれないこととされているため、支払利子の対象となりません。

したがって、社債の保証料を支払利子の対象となる借入金の利息や社債の利息等と同一の勘定科目で経理している場合は留意してください。

事例24 税務上売買又は金銭貸借とされるリース取引以外のリース取引について、リース料の利息相当額を支払利子として申告していた事例

純支払利子の対象となるリース取引は、法人税において売買取引とされるリース取引又は金銭貸借とされるリース取引に限られます（法人税法施行令136の3③）。

外形標準課税申告誤り事例（神奈川県）

したがって、いわゆるファイナンス・リース取引であっても、税務上売買取引とされるリース取引以外のリース取引については、リース会社の開示資料等により利息相当額が把握できた場合でも、支払利子の対象とならないことに留意してください。

なお、外形標準課税におけるリース取引の取扱いは、次表のとおりです。

法人税法における区分	通常の賃貸借 (オペレーティング リース等)	税務上のリース取引（ファイナンス・リース）		
		右記 以外	売買取引とされる リース取引	金銭貸借とされる リース取引
外形標準課税における賃借料・リース料の取扱い	純支払賃借料 ※土地及び家屋に係るもののみ		純支払利子 ※金利相当部分のみ (契約において利子相当額が明確かつ合理的に区分されている場合に限る。)	純支払利子 ※金利相当部分のみ

事例25 特定融資枠契約（コミットメント・ライン契約）に係る手数料を支払利子として申告していた事例

支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含みます。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します（法72の16②、令20の2の7）。

法人が銀行等と特定融資枠契約を締結している場合において、法人が銀行等に支払う手数料は、借入金に対応する利子でないことから、支払利子の対象となりません。

事例26 利子税や延滞金（申告期限延長分）を支払利子として申告していなかった事例

利子税及び申告期限の延長に係る延滞金は、利息としての性質を有し、かつ、法人税の所得の計算上損金の額に算入されることから、支払利子の対象となります。

これらは、支払利息勘定ではなく、租税公課や雑損等の勘定科目で経理されていることから、申告されていない事例がありましたので留意してください。

なお、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」への算入は、任意となりますが、純支払利子の算定に当たっては、法人税の処理にかかわらず支払利子の対象となります。

事例27 地方公共団体等から受け取った利子補給金の額を支払利子から控除していた事例

国や地方公共団体から利子補給金を受け取っている場合であっても、当該利子補給金の額は支払利子から控除せず、法人が支払うべき利子の額が支払利子となります。

事例28 株式に係る受取配当金を受取利子として申告していた事例

支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含みます。）をいいます。

株式に係る受取配当金は、経済的な性質が利子と異なることから、受取利子の対象となりません。

事例29 還付加算金を受取利子として申告していなかった事例

還付加算金は、利息としての性質を有することから、受取利子の対象となります。

還付加算金は、受取利息勘定ではなく、雑収入等の勘定科目で経理されていることから、申告されていない事例がありましたので留意してください。

事例30 金融機関から受け取った預貯金の利息について、源泉所得税と県民税利子割を控除した後の額を受取利子として申告していた事例

金融機関から支払を受ける預貯金の利息については、源泉所得税と県民税利子割を控除する前の額を受取利子とします。

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、源泉所得税と併せて徴収される復興特別所得税についても同様に取り扱いますので留意してください。

3 純支払賃借料

事例31

賃貸借契約等において、賃借料と区分されている共益費や管理費等を支払賃借料として申告していた事例

土地又は家屋の賃借権等に係る契約等において、水道光熱費、管理人費その他の維持費を共益費等として支払っており、賃借料と当該共益費等とが明確かつ合理的に区分されている場合には、当該共益費等は支払賃借料及び受取賃借料の対象となりません（取扱通知4の4の8(7)）。

したがって、賃借料と共益費等が明確かつ合理的に区分されている場合で、会計上、賃借料と共益費等の合計額を地代家賃勘定等に計上しているときは、不動産賃貸借契約書や賃借料の請求書等を基に共益費等を除外する必要があります。

事例32

賃料に係る消費税相当額を支払賃借料として申告していた事例

純支払賃借料の計算に当たっては、消費税を除いた金額を基礎とします。

不動産賃貸借契約書や毎月の請求書を基に支払賃借料又は受取賃借料を積算する場合は留意してください。

事例33

機械設備等の動産に係る賃借料を支払賃借料として申告していた事例

純支払賃借料は、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備を含みます。）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額となりますので、自動車や機械設備のような動産の賃借料は支払賃借料の対象となりません（法72の17②）。

会計上、不動産の賃借料と動産の賃借料を同一の勘定科目で経理している場合は留意してください。

事例34

道路占用料を支払賃借料として申告していなかった事例

純支払賃借料の対象となるのは、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額とされています。

地方公共団体等に支払った道路占用料は、道路の土地の利用を制限していることによ

り支払うもので、実質的に土地の使用又は収益の対価の額としての性格を有することから支払賃借料の対象となります。

事例35 荷物の保管料を支払賃借料として申告していなかった事例

荷物の保管料については、その保管期間が1月以上であり、実質的に土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価にあたるようなものについては支払賃借料及び受取賃借料となります（取扱通知4の4の8(5)）。

また、荷物の保管期間が1月以上であるか否かについては、個々の荷物の保管期間ではなく、契約上、一定の保管場所を使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるか否かにより判定することとなります。

したがって、個々の荷物の保管期間が1月未満であっても、荷物の保管できる期間が包括的に連続して1月以上であると認められる場合は、支払賃借料及び受取賃借料の対象となります。

なお、荷物の保管料に荷役料や入出庫料など、役務提供の対価の額が含まれている場合で、契約等において荷物の保管料と当該対価の額が明確かつ合理的に区分されているときは、当該対価の額を支払賃借料及び受取賃借料に含めないこととなります。

事例36 従業員から受け取った社宅の使用料を受取賃借料として申告していなかった事例

法人が賃借している土地又は家屋を従業者に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料を支払賃借料に、従業者から支払いを受ける賃借料を受取賃借料に、それぞれ算入することとなります（取扱通知4の4の8(1)）。

この場合、支払賃借料は計上していても、従業員から受け取った社宅の使用料については雑収入勘定等で経理していることなどから、受取賃借料として申告されていない事例がありましたので留意してください。

なお、借上社宅に限らず、自社所有の社宅に係る使用料や寮費も受取賃借料の対象となります。

事例37 電柱敷地料を受取賃借料として申告していなかった事例

純支払賃借料の対象は、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額となります。

電力会社等から支払を受けた電柱敷地料は、電柱が設置されている土地の利用を制限

外形標準課税申告誤り事例（神奈川県）

していることにより支払われるもので、実質的に土地の使用又は収益の対価の額としての性格を有することから、受取賃借料の対象となります。

4 資本金等の額

事例38 自己株式の取得価額を資本金等の額から減算していなかった事例

株式発行会社による自己株式の取得は、従来、資産として取扱われていましたが、平成18年度の法人税法改正により、平成18年4月1日以後に自己株式を取得した場合は、自己株式の価額を資産に計上せず、資本金等の額（みなし配当となる金額は利益積立金の額）をその分だけ減算することに改められました。

したがって、自己株式（みなし配当となる金額を除きます。）の価額を資本金等の額から除く必要があることにご留意ください。